

2012 年度・新潟市議会政務調査費（中山均）

受託研究

「新潟市の地域経済社会に関する研究——共生経済の構築に向けた課題」

報告書Ⅱ

近年の OECD 諸国における低賃金労働の拡大と生活保障賃金の運動

佐藤芳行

新潟大学大学院現代社会文化研究科

同共生経済学研究センター

同経済学部

はじめに

近年の OECD 諸国で最も注目されてきた社会経済問題の一つは、多くの国で「低賃金労働」(Low Wage Work) が拡大し、それと同時に低所得階層と高所得階層との間の諸格差の拡大傾向が顕著になってきたという事実である。低賃金労働の拡大と所得格差の拡大とは必ずしも同一の事象ではないが、両者の間に密接な関係があることは言うまでもない。また注意しなければならないのは、1980 年代以降、こうした傾向と並行して失業率の上昇傾向が見られることである。もとよりそれは、景気 (GDP の成長率) の変動にともなう上下運動を通じて見られるトレンド (趨勢) として発現していることに注意しなければならないだろう。またこうした諸傾向は、国および地域によってかなり異なっており、低賃金労働の比重、所得格差の程度、失業率は、日本・北米・ヨーロッパの間でも、ヨーロッパ諸国間でも、あるいは国内の異なる地域間でも、相違している。

こうした問題は、研究者の間で議論を呼びおこし、その実態に関する調査・研究を実施する理由となっただけでなく、他方では様々な社会的運動や政策的対応をもたらす要因となってきた。例えば調査・研究の領域では、多くの国で低賃金労働の拡大と雇用・失業の問題との関係をめぐる実証研究が行なわれるようになり、またそれに対する対応として「生活保障賃金」運動 (“living wage” movement) が各地で展開されるようになってきた。こうした研究や運動の中には、わが国あるいは新潟における問題を考える上でも有益なものが多いように思われる。

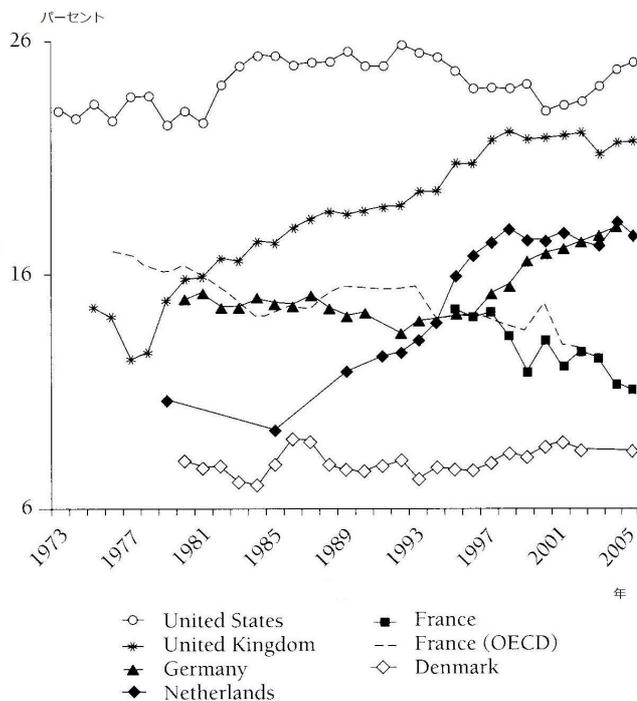
そこで、本報告では、近年の主に若干の欧米諸国における当該主題に関する状態を紹介することとする。以下では、まず (I) 日本を含む OECD 主要国における低賃金労働の拡大について、若干の調査研究資料を紹介し、次いで (II) 低賃金労働と雇用・失業の関係に関する研究動向を検討し、最後に (III) 生活保障賃金をめぐる運動の展開・現状およびそれに関して行なわれた経済学的な調査と評価を示すこととしたい。

I 主要国における低賃金労働の拡大

欧米諸国では低賃金労働の拡大に関する実証研究がかなり包括的に行なわれてきている。その一つは、Russell Sage Foundation の資金援助を得て行なわれたものであり、米国と西欧5カ国（イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、デンマーク）に関する実証的な調査研究とそれらを総合した比較研究（*Low Wage Work in the Wealthy World*, 2008, et al）が出版されている。ここでは、その研究結果を概観しておこう。

最初に明らかにしなければならなのは、「低賃金労働」とは何かである。一つの方法は、衣料品・食料品・住居費・その他の人間としての生活に必要な費用をもとに国や地域にかかわらず共通な基準を求めることであるが、実際にはそれはきわめて困難である。また人間は社会的動物である。したがって各地域社会の標準的な生活スタイルを比較の基準として想定した上で計算される相対的な基準を用いたほうが人々の実感にあうと言えるだろう。そこで、経済学研究や政策のための基準として、多くの場合に平均所得の3分の2という基準が採用されるが、上記の研究でも、当該業種の貨幣賃金の中央値（メディアン）の3分の2に達しない賃金率（時間給）で働く者を「低賃金労働」と規定する。

図1 OECD 諸国における低賃金労働の比率
(1973年から2005年まで)



出典) Gautie and Schmitt, 2008.

同研究は、1980年以降の時期について次のことを示している（図1参照）。

1) 米国では、低賃金労働の比重が当初（1980年頃）から著しく高かっただけでなく、その後、今日に至るまで上昇傾向を示してきた。ポーリン氏（Robert Pollin）の研究によれば、これは強い賃金圧力の下で平均賃金が低下するという状況の中で生じたものである。表1が示すように、たしかに企業の従業員（役員を除く）の貨幣賃金率（時給、平均値）は、インフレにともない増加してきたが、物価指数で割って得た実質賃金率は、この30年に低下している。こうした低下は、この間に一人あたりの実質GDPが50%も上昇したにもかかわらず生じており、近年の米国における賃金圧縮の力の強さを示している。

表1 米国の実質賃金のトレンドと個人貧困率

実質賃金のトレンド				
	1960-69年	1970-79年	1980-90年	1991-2000年
非管理職労働者の平均賃金 (2001年ドル価値)	13.60	15.22	14.04	13.55
第10百分位の平均賃金 (2001年ドル価値)	—	7.07	6.22	6.11
第90百分位の賃金/第10百分位の賃金	—	3.6	4.1	4.4

出典) Bureau of Labor Statistics; Mishel, Bernstein and Boushey, *State of Working America 2002-03*.

注) Wage data for decile groupings begins in 1973.

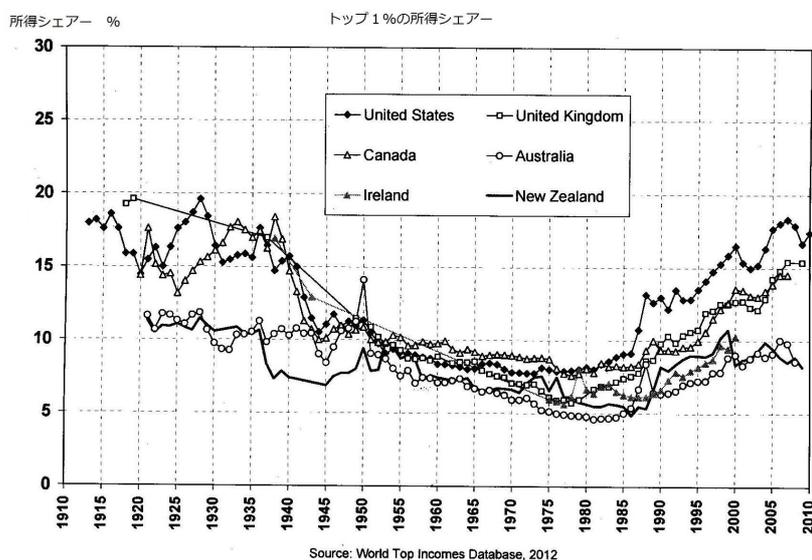
個人貧困率				
1960-69年	1970-79年	1980-90年	1991-2000年	
17.5	11.8	13.8	13.5	

出典) Current Population Survey

出典) Pollin, 2008.

ちなみに、ここで今ひとつ注目されることは、賃金圧縮が進行するとともに利潤シェアが上昇し、その分配にあずかる高額所得者の所得シェアが拡大していることである。米議会予算局（CBO）が2011年11月25日に公表したデータでは、人口の1%とされる最富裕層の収入が1979—2007年の30年間に3.75倍となり、他の所得層の収入伸び率ペースをはるかに上回ったとの報告書を発表している（CBO, 2011）。またサエズとピケティは、英語圏の6カ国における所得シェアの長期にわたる所得シェアの推移をまとめているが、それによれば戦後ひとたび平等化した所得分配が1980年代以降に再び不平等化し、上位1%の所得シェアが大幅に上昇していることを示している（Saez and Piketty, 2012。次図参照）。

図2 英語圏の所得上位階層1%の所得シェアの推移
(1910—2010年)



出典) Saez and Piketty, 2012.

2) イギリスおよびドイツでは低賃金労働の比重は1980年代の初頭には比較的低い水準にあった。しかし、その後、両国ともに低賃金労働の拡大傾向が明らかとなっている。ただし、英独では、その時期に相違があり、イギリスでは1980年頃から1990年代中葉の時期にかけて低賃金労働の比率が上昇したのに対して、ドイツでは1990年代初頭から21世紀にかけて上昇している。なお、イギリスでは、1980年代から所得階層上位1%の所得シェアも上昇している(上記の図2を参照)。

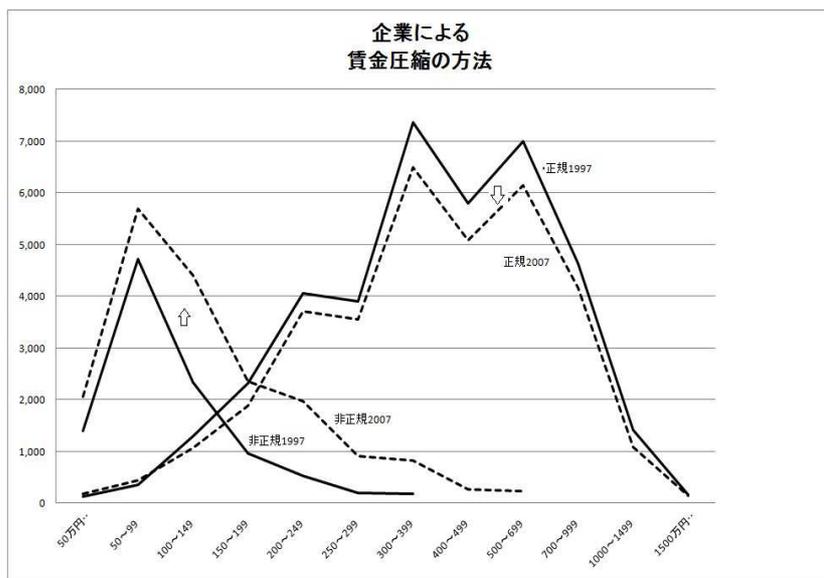
3) フランスやデンマークでは、以上の3国と対照的に比較的平等性が維持されてきた。デンマークでは、この30年間に低賃金労働の比率はずっと低く、フランスではその比率はずっと低下してきている。

ここに見られるように、低賃金労働の変化の態様は、国・地域および時期によって異なっており、すべての国・地域で拡大傾向を示したというわけではない。しかし、ともかく米国、イギリス、ドイツといったOECDの主要国で低所得労働者が増加したことは注目されなければならない。

日本ではどうであろうか? わが国では、格差の拡大をめぐる大竹氏・橘木氏の論争に示されるように、所得格差が拡大したか否かについては、必ずしも諸家の間で意見の一致を見えない。しかし、次の点は、労働統計をはじめとする諸資料によって疑問の余地なく明白に示さ

れるとってよいであろう。それは、ほぼ 1997 年頃から始まり、非正規雇用の低賃金労働が急速に拡大しはじめ、その比重も上昇してきたことである。そのことを国税庁の「民間給与実態調査」から見ておこう。

図 3 1997 年から 2007 年における企業の賃金圧縮



出典) 国税庁「民間企業給与実態調査」より作成。

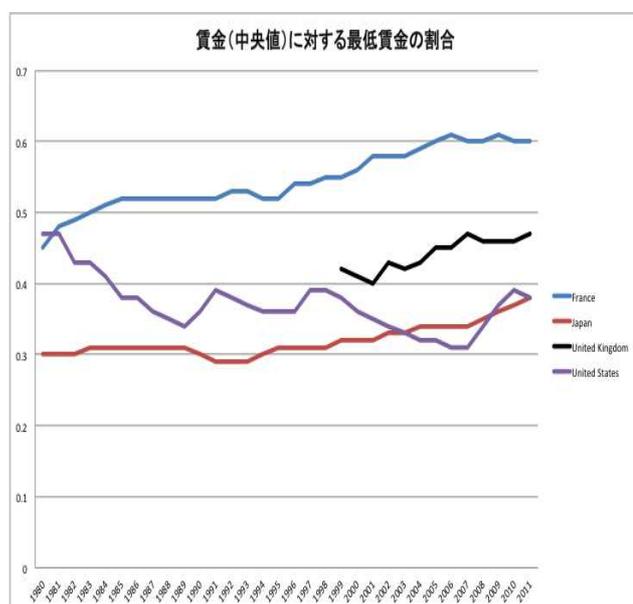
図 3 が示すように、1997 年から 2007 年にかけて、次のような変化が生じたことがわかる。それは、比較的高賃金の正規雇用者がかなり減少するとともに、それに並行して低賃金の非正規雇用者が増加していることである。ここから明らかとなるのは、この 10 年間に民間企業では、貨幣賃金の全般的な下方移動が生じていたことである。ここからは、中央値（メディアン）の賃金所得階層に対してその賃金率の 3 分の 2 未満の人々の割合が増加したことが推論される。ただし、日本では、1997 年以降の賃金所得者階層の全般的な下方移動の中で中央値の下方移動が生じたと推測されるので、統計上は、低賃金労働者の比重の上昇があまり顕著とならない可能性がある。特に年齢階層別に所得格差を見た場合には、格差の拡大はわずかにとどまっている可能性がある。しかしながら、もしそうだとすると、それは低賃金労働の拡大という事実を否定するものではない。

さて、こうした低賃金労働の拡大をもたらした要因はいかなるものであろうか？ これについては、様々な要因（技術革新、グローバル化、生産拠点の海外移転、脱工業化などの経済構造の変化）による不熟練労働に対する需要の低下が指摘されることがある。もとより、それらの諸要因が賃金圧縮の一つの要因であることを否定することはできないかもしれない。しかし、これらの要因だけでは、先に示したような米・英・独（格差拡大）とフランス・デンマーク（平

等化)の相違を説明することはできないだろう。

この点で興味深いのは、同じ Russell Sage Foundation の援助による研究の次のような指摘である。すなわち、すべての国と地域で等しくかかる賃金圧縮の圧力にもかかわらず、低賃金労働の拡大の程度に差異が生じるのは、当該国・地域の労働市場制度の「包括性」(inclusiveness)の有無による、と。こうした労働市場制度は、法律・労使関係・慣習などの制度的条件によって制約されているが、その中でも重要なものは最低賃金制度の機能である。

図4 主要国における最低賃金の割合
(中央値に対する比率)

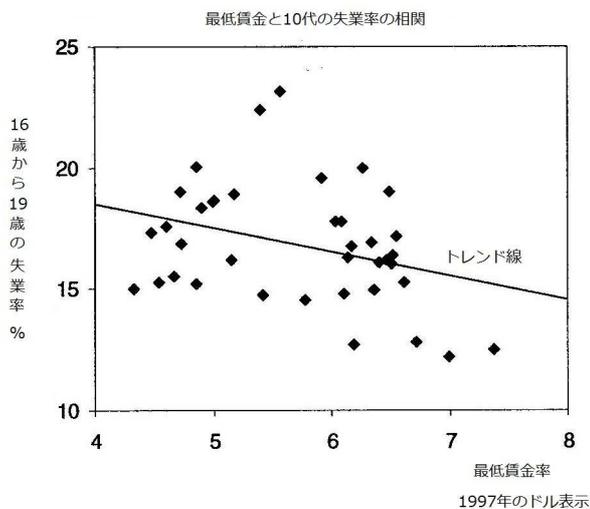
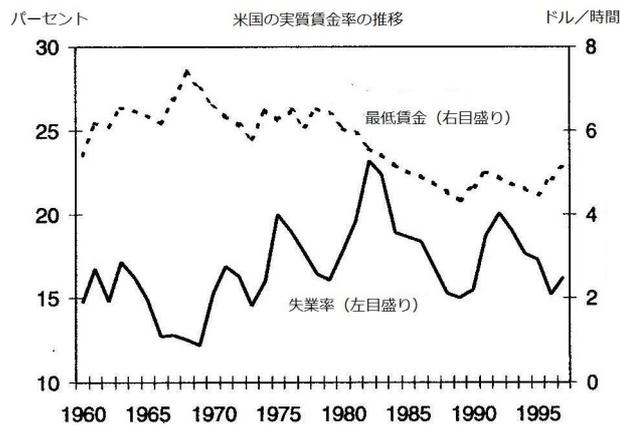


出典) OECD, Database (e-Library) .

実際、上の2つのグループの間には、この制度の面で大きな相違があることが注目される。最初に第一のグループから見ておこう。米国では、全国(連邦)レベルの最低賃金制度は、1932年から始まる。当時米国を襲っていた大不況の嵐の中で、①貨幣賃金のいっそうの引下げを抑止し、国民所得=総購買力=総需要の低下を防ぐために、また②以前から展開されていた「生活保障賃金」の理念を実現するために、連邦議会が制定した法である。この最低賃金法は、労働契約の自由を損なうものとして1935年に違憲判決を受けたが、1937年には合憲とされた。そして1938年に新たな最低賃金制度が法定されたが、これが基本的に現在の最低賃金制度の基礎とされているものである。しかし、米国の最低賃金(実質値)は1968年にピークに達したのち、次第に低下しはじめる。特にレーガン大統領とブッシュ(父)大統領(共和党)の下で1980年代から1990年中葉まで、かなりのインフレーションにもかかわらず最低賃金(貨幣額)が長

期間にわたって据え置かれたため、その実質値は大幅に低下した。ポーリンの計算では、最低賃金の実質値は1968年の\$7.37から21世紀初頭の\$5.15にまで実に31%も低下している。

図5 米国の実質賃金率と10代の失業率



出典) Pollin, 2008.

イギリスでも事態は同様に推移した。1979年に首相に就任したサッチャー氏は、マネタリズムの政策を採用し、当時のハイ・インフレにもかかわらず最低賃金を据え置き、さらに1986年は事実上最低賃金制度の機能自体を失わせる法律の可決を実現した。最低賃金制度は、1998年に労働党(ブレア)政権の下で復活し、1999年から新たな最低賃金の基準が設けられるに至るが、この間、20年間にわたり、最低賃金は実質的に低下し、さらには存在しなくなるという時期を経験したのである。

ドイツでは、連邦レベルの最低賃金制度は存在してこなかった。その理由は、歴史的なものであり、簡単に言えば賃金や労働時間を含む労働条件の決定が労使協議に委ねられていたという歴史的・制度的要因に求められる。多くの場合、労使協議制はかなりの程度に機能しており、従業員の最低賃金は一定の水準に維持されていたと考えられる。特に工業（製造業）が中心的な産業であり、そこにおける労働生産性の上昇とともに、第三次産業の貨幣賃金が引き上げられてきたという事実が最低賃金に対する人々の関心を薄いものとしていた。そのため労働組合も、政党（CDU、キリスト教民主同盟、および特に SPD、ドイツ社会民主党）も最低賃金制の導入に消極的・否定的でさえあった。しかし、近年の変化はドイツでも最低賃金制度に対する人々の態度を急速に変えつつある。その変化とは、第三次産業に従事する人々の急速な増加であり、そこにおける低賃金労働の拡大という事実である。また 1992 年のマーストリヒト条約の「基準」、20 世紀末～21 世紀初頭の単一通貨の導入以来の輸出志向化は、工業における賃金抑制を強めてきたため、人々の不満を拡大しつつある。実際、2006 年に労働組合が従来の態度を変えて最低賃金制の導入を支持しはじめ、市民運動もそれに同調するようになったので、政党（SPD および CDU）も最低賃金制の早期の導入を約束している。

以上の 3 カ国に対して、フランスではどうだろうか？

フランスにおける現行の最低賃金制度は SMIG と呼ばれ、1970 年に法定されたものである。それは、最低賃金（貨幣額）は、①物価指数（インフレ率）に連動して引き上げられるだけでなく、②GDP の成長率にも連動して引き上げられることを内容としている。この制度的条件に従って、過去 40 年間にわたってフランスの最低賃金はずっと引き上げられてきた。また、この規定が賃金シェア（国民所得に対する賃金の比率）を決して低下させないことの制度的保障となっていることに注意しなければならない。フランスの平均賃金に対する最低賃金率が上昇し、また所得格差が平等化してきたのは、こうした制度的与件と無関係ではない。

日本ではどうだろうか？ OECD の統計（e-Library）に載せられている日本の最低賃金統計では、平均賃金（中央値）に対する最低賃金の比率は、主要国の中でもかなり低い水準にあるが、1980 年代以降に変化し、特に 1990 年代の途中からわずかながら上昇している。しかし、これは決して最低賃金が引き上げられたことによる結果ではない。むしろ先に述べたように、1990 年代中葉以降の全般的な貨幣賃金水準の低下の状態の中で平均賃金（中央値）の値が絶対的に低下し、結果的に最低賃金の比率が上昇したに過ぎない。それはこの 30 年間にわたって低下してきた米国の水準を下回るほどであることに注意しなければならないだろう。

II 賃金と雇用をめぐる議論

最初に述べたように、低賃金労働は、最近 30 年間における失業率の趨勢的な上昇という状況の中で生じていた。これは技術革新や経済構造における様々な変化が失業率を高め、それによって賃金を圧縮し、低賃金労働を拡大したと考えれば、特に不思議なことではないと言えるだろう。ただし、(フランスやデンマークなどのように) 国や地域によっては、低賃金労働の拡大を抑制するための制度的枠組みが存在したため、その拡大は阻止されたことは、低賃金労働の拡大が上記の要因だけによるものでないことを示している。しかし、こうした変化や事情は、経済学の領域に錯綜する複雑な議論をもたらした。とりわけ、1994 年に OECD の(一部の) 経済学者が Jobs Study (「職の研究」) (OECD, 1994) で次のような主張を展開し、またそれにもとづく政策提言を行なってから、議論は世界中の経済学者をまきこむ論争にまで発展した。

その主張は次の通りである。

- ・雇用の「質と量」、すなわち低失業率と高賃金との間にはトレードオフ(両立不能)の関係があり、両者を同時に実現することは不可能である。もし失業率を低水準に導こうとするならば、低賃金労働が必要であり、したがって、それを可能とする制度的要件、すなわち労働市場の柔軟化(解雇規制の緩和・撤廃、最低賃金・失業保険の水準低下など、総じて政府の労働保護政策の水準の引き下げ)が必要である。

- ・このことは、特に低熟練労働者に関して成り立ち、彼らの職を維持するためには、低賃金、柔軟化が求められる。したがって所得格差も結果として大きくならざるを得ない。

- ・実際、労働市場が柔軟で、所得格差の大きい米国やイギリスでは失業率が低く、労働市場が硬直的で所得分配の平等なヨーロッパ大陸諸国では、高失業率が特徴的である。

- ・この「統一の見解」は、必ずしも統計的に実証されてはいないが、理論的には正しい。

後に(2006年に) OECD は、この主張を経済学者の個人的な見解であるとして、公的には撤回したが、その影響力は決して小さなものではなかった。多くの経済学者・専門家による賃金水準と雇用の関係に関する研究は直接これに触発されたものである。

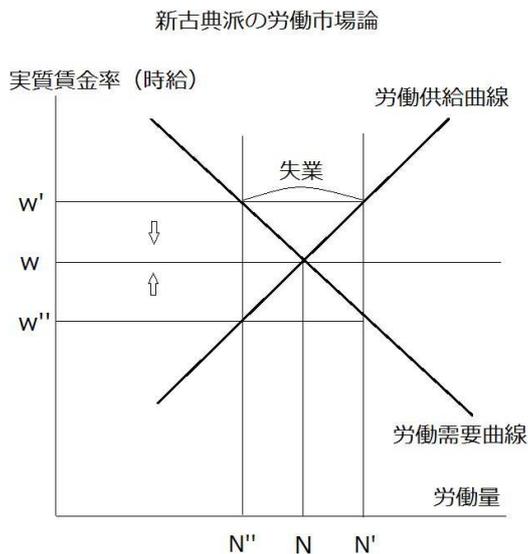
1 雇用と賃金の理論

しかし、ここで表明された<高賃金と低失業とのトレードオフ>という主張は、いくつかの他の公準と組み合わせられて若干複雑化されているとはいえ、その基本的な枠組みはきわめて単純なものであり、19世紀以来の(新)古典派の労働市場論の応用に過ぎない。

その基本は、企業(労働力の需要側)の右下がりの労働需要曲線(Ld)と労働者(労働力の供給側)の右上がりの労働供給曲線(Ls)の交点によって雇用と賃金率(正確には実質賃金率)が決まるというものである。この単純な議論に従えば、自由な労働市場(柔軟な労働市場)で

は、実質賃金が何らかの偶発的な事情によって一時的に均衡水準から乖離しても、労働供給が労働需要を超えて失業（過剰労働供給）が生じるため実質賃金が低下し、結局は失業は消失する。ところが、現実には失業は恒常的に存在している。その理由は労働保護立法によって労働側が保護され労働市場制度が硬直化しているため実質賃金が均衡水準を超えているからである、と説明される。この見解によれば、失業率を低下させるためには実質賃金を引き下げるしかなく、また実質賃金を引き下げるためには、——（ここでは簡単のために）物価水準が一定であると仮定すると——貨幣賃金を引き下げるしかない。そのためには、労働組合の交渉力を削がなければならない、また政府の労働保護政策をやめさせる（労働市場を柔軟化する）しかないというものである。

図6 古い（新古典派の）労働市場論の図式



出典) 筆者作成。

しかし、この理論が「経済社会の実相」を反映していないという意味で誤りであることは、すでにケインズ（『一般理論』、1936年）によって明らかとされている。仮にこの理論が成立するとしても、それは次のような場合に限られている。その場合とは、貨幣賃金を引き下げるのが一産業あるいは一企業等、ごく一部に限られており、社会全体では総所得（したがって総購買力＝総需要）に変化がないため、貨幣賃金の引き下げを通じて商品価格の引き下げを実現した産業では、売上量と生産量を増やすことができる、といったケースである。この場合には、当該産業・企業は雇用を増やすことができるだろう。ところが、以上の想定と異なって、社会全体（全産業、全企業）が貨幣賃金を引き下げの場合には、当然ながら、社会全体の総賃金

所得が減少し、さらに賃金からの総支出＝総需要（特に消費需要）が減少する。この場合には、労働需要が必ず拡大するとは言えない。むしろ逆のことが生じる可能性が高い。これは「合成の誤謬」、あるいは（新古典派経済学における）「論点先取の誤謬」として知られているものである。

ここに示されるように、賃金と雇用の関係は、新古典派の労働市場論が想定するほど単純ではない。賃金は企業にとっては費用であるが、それと同時に社会全体にとって所得をなすからである。賃金は、ほとんどの人々にとって最も必要な所得源であり、その生活は賃金所得を様々な商品を購入するために使われる。したがって賃金は生活自体に他ならず、それが「公正な」(fair)ものであるか否かがまさに当該社会の安定的な運営に深くかかわっているのである。また賃金からの支出は、財とサービスに対する有効需要であるため、雇用の変化に大きくかかわっている。まさに所得および有効需要の観点から見れば、賃金所得の拡大は雇用を拡大する一つの要因に他ならないことに注意しなければならない。

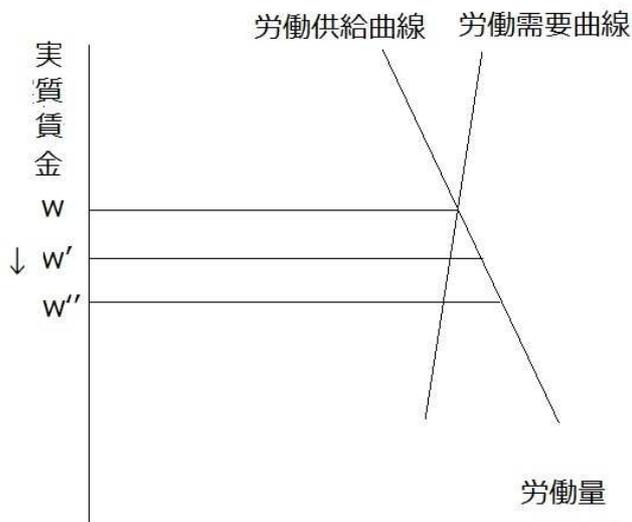
このことは、伝統的な理論に反して、貨幣賃金の引き下げが労働需要の縮小をもたらし、失業率の上昇を導く傾向があることを示している。すなわち、通常、労働需要曲線は右下がりではなく、右上がりの可能性がきわめて高い（これについてさらに詳しくは、佐野誠（2012年）を参照）。

一方、労働供給については、一見したところ、賃金が高くなればなるほど、労働誘因は大となり、それゆえ労働供給は大きくなるに違いなく、また逆は逆であるように見えるかもしれない。しかし、この点でも、伝統的な新古典派の理論は、賃金率が「負の限界効用」に関連づけられるだけであり、それが所得と密接に関連していることを無視していると言わなければならない。われわれは、むしろ逆の方向に作用する考慮すべき決定的な事柄が存在することを指摘しなければならない。言うまでもなく、人々が雇用によって得る賃金所得（総額）は時間あたりの賃金率×労働時間 ($W=w \times L$) に等しく、そこで賃金率の低下は、もし労働時間の縮小を伴うならば、かなり激しい賃金所得の低下を招くことになる。そこで、新古典派の議論は、敷衍すると、人々は賃金率が低いほど低所得（貧しい生活）を自分から選ぶするという現実離れしたものとなる。実際には、もちろん反対であり、賃金率の低下に直面したとき、人々は一定の所得水準を維持しようとして労働時間の延長を希望することになり、逆に「賃金水準が上がるにつれて、労働者は貨幣賃金収入の増大よりむしろ余暇の増大というかたちで、その利益に浴したいと考える」傾向を持つはずである。実際、このことを証明する統計的証明がある。米国のポール・ダグラス教授は、短期における労働供給の弾力性が負であり、約マイナス 0.3 であることをアメリカの資料から示した。(Douglas, 1937; Dobb, 1956.) 労働供給がマイナスの値をとるということは、実質賃金が低下すると、労働供給（労働者の労働誘因）は長時間化するということを意味する。

このことは相対的な低所得階層の場合にもあてはまる。人々の得る所得が低ければ低いほど、余分の一シリングを獲得するためになすのを辞さない労働者は多くなり、貨幣等で表わした労働の供給価格はそれだけ低くなる。この要因は、賃金水準と労働供給との関係を、伝統的な理論から推定されるのとは逆にするほど強力である。賃金の低落は、現在の賃金労働者に圧力を加えて、その労働時間を延長させ労働強度を増大させるだけでなく、所得の低下のために雇用を求める主婦および若年労働者の数を増大させる (Dobb, 1956)。後者は、例えば進学を断念して就業するというかたちで実際に日本でも見られる。また米国でも、先に見たように、労働者の平均実質賃金率および実質最低賃金率が低下しているときに、趨勢的な失業率の上昇が生じている。

だが、以上のように労働需要と労働供給の双方が新古典派の想定に反対であるならば、賃金の引き下げはきわめて深刻な事態を引き起こすだけであろう。すなわち、それは労働需要を低下させると同時に労働供給 (人および一人あたりの労働時間) を拡大することによって、むしろ失業を拡大する。しかも、しかも失業の増加は貨幣賃金率をいっそう引き下げるように作用し、その結果はさらなる失業の拡大と続く連鎖をもたらす危険性がある (次図参照)。

図7 実際に想定される労働市場 (短期)



出典) 筆者作成。

さらに理論を「短期」の世界から、現実の動的な世界により近づけるためには、労働供給と労働需要を短期的に見るにとどめず、長期の動的な過程に影響を及ぼすものとして位置づけることが必要となる。

まず労働供給は、現在の賃金率だけに関係づけられるのではなく、過去から現在に至る人口

統計学的過程（出生、死亡、移動、平均寿命の変化など）、教育制度・期間、家族関係、資産保有、社会的・慣習的に認められる（一日または一週間などの）平均的な労働時間、その他の労働誘因に関係する様々な社会的・歴史的・生態学的な要因に関係づけられる。それは時間の経過とともに変化するが、ある時点ではむしろ一定と考えるべきである。また（より短期的には）賃金率が関係しているとしても、それは（先に述べたように）賃金率の上昇が労働供給を減少させるように変化すると考えなければならない。

次に労働需要のほうは経済学的にもっと簡単に定式化することができる。労働需要は、少なくともその主要な部分は生産量 Y に比例し、労働生産性 ρ に反比例する。これは $N_p = Y \div \rho$ で示される。もし人が一日 8 時間労働するとして、ある産業が一日に 1000 単位を生産しており、一人の労働者が平均して一日に 10 単位を生産する能力があるならば、その産業は 100 人の労働者を雇用するであろう。もちろん、必要とされる労働力の中には、生産量にはほとんど関係しない、（短期的には）かなり固定的な部分 N_c が含まれる。したがって、

$$N = N_c + N_p = N_c + Y \div \rho$$

しかし、この固定的な部分も長期には少しずつ変化するであろうが、ここでは簡単のために、この部分は省略し、 N_p のみを考えることとする。

この式が示すように、生産量と労働生産性が雇用（労働需要）に関係していることは、経験的事実（例えば景気変動に伴う雇用・失業の増減）に完全に対応している。事実、前者については、何らかの事情によって有効需要の何らかの項目 ($Y = C + I + G + (X - M)$) が減少すれば、それに応じて諸産業は生産量 Y を減らし、雇用量をも減少させる。一方、労働生産性 ρ は、通常、たとえ景気が悪化しても（純）投資が行なわれている限り、技術革新を通じて上昇するであろう。したがって景気の悪化や成長率の低下は、労働生産性が生産量の成長率を超えて上昇するという結果をもたらす。それは新古典派の描く（賃金を費用としてのみ考え、財の生産と市場を考えない）労働市場論とはまったく異なる現実の姿である。

したがって現代の失業を回避するためには、大幅に生産量を増やすか、もしそれがもはや不必要であるならば一種のワークシェアリングを、つまり一人あたりの労働時間の縮小を実現することによって生産に必要なとされる労働者の数を増やす以外に方法はないこととなる。

繰り返すと、貨幣賃金率の引下げは、個別の企業や産業にとっては好ましいことであっても、経済社会にとっては好ましいことではない。それは企業全体にとっても有効需要を縮小する危険性があり、むしろ失業を拡大し、賃金デフレーションをもたらす危険性がある。

ここでは、この点を詳しく検討することは断念せざるを得ないが、1990 年代末から 21 世紀初頭の日本で実際にこのような連鎖が生じていたことを示すいくつかの有力な統計的な証拠がある。その一つは、2002 年から 2008 年にかけて見られた歴史上最長の「景気回復」にもかかわらず、その成長率は著しく低く、しかも成長寄与率を見ると、内需、とりわけ消費需要が成

長に寄与していないことが明白である。これに対して、成長寄与率の最も顕著であったのは、純輸出（外需）である。そもそも日本の貿易依存度はきわめて低いため、本来、純輸出の寄与度はかなり小さいはずである。しかし、それが最も大きな項目をなしていたということは、この時期の日本経済がいかにも外需依存であったかを示している。そこでは、賃金圧縮＝内需抑制と外需依存が並行して進行していた様子が明白にうかがわれる。

しかし、注意すべき点は、このような事態に直面すると、逆にいっそう輸出を促進するために、国際競争力をつけるべきであり、そのためには貨幣賃金を抑制するか圧縮するべきであるという議論が登場することである。この議論は、一見するともっともらしく思われるが、次の点を忘れてはならない。それは、貿易収支（または経常収支）の大幅な赤字を計上している国であれば、賃金高による物価高または当該通貨高が考えられ、それは是正されなければならないが、貿易収支（経常収支）の黒字国が採用すべき政策ではないことである。国際経済学上の常識であるが、すべての国が経常収支の黒字を実現することはできない。したがって国際経済史上、外需（外国市場）の拡大によって自国の総需要を拡大し、経済成長をはかる方策は「隣人窮乏化政策」と呼ばれ、常に批判の対象となってきた。1930年代に世界貿易が縮小したのも、そのため（輸入関税率の引き上げと為替相場における自国通貨安）であり、したがって1942年～44年に戦後の国際通貨体制（ブレトンウッズ体制）の構築に際して議論されたのもその点であった（『ケインズ全集』第21巻の「清算同盟」に関する論説を参照。また、Harvey, 2010）。現在、一方では国際貿易や資本移動の自由化が唱えられながら、他方では「隣人窮乏化政策」まがいの通貨安競争が生じているのは奇妙なことである。

2 1994年以降の実証研究

さて、1994年のOECDの「職の研究」の命題は、その後広範囲にわたって行われた実証研究によって支持されただろうか？

この点を検討するとき、注意しなければならないのは、職についている低熟練労働者の割合が毎年少しずつ減少してきているという事実と、その賃金率の低下が雇用・失業の変化に関係しているかという問題はまったく別の問題であるということである。前者についていえば、その主要な要因は次の3つであると信じられている。①熟練労働者に有利な技術進歩、②低賃金労働または低賃金労働の生産物の南の諸国からの輸入、③より高い資格の労働者による低熟練者の代替、である。もとより、これらの各々が生じていることは否定できないが、その程度を過大に評価してはならない。いまだに代替することの難しい低熟練労働がたくさんあることはよく知られている。また小売業や多くの対人サービスを含む「非貿易部門」でも労働需要が力強く増加する場合には低熟練労働に対する需要も増え、そのため高熟練労働による代替が全面的に進行しているのでもない（Glyn, 2006）。

しかし、1990年代に、多くの国で利潤シェアが増大するにつれて、政策論の重点は、全体的な賃金抑制から、低熟練の需要減少を克服するために低熟練労働者の賃金の伸縮性（柔軟性）を増大することへと移っていった。技術進歩と経済構造の変化に直面して、低熟練労働者は（米国のように）低賃金を甘受するか、それとも（ヨーロッパのように）失業するか、と見なされたのである。「職の研究」に示されたこのトレードオフという「統一的な見解」は、明確な政策的意図をもって失業の動態に対する単純な説明を与えようとするものであった。

しかし、ヨーロッパの失業を説明するには、この見解は無力であった。ここでは、バートラたち (Bertola et al, 2001)、アイバセン (Iversen, 2001)、ニッケルとベル (Nickell & Bell, 1995)、ハウエルとフーブラー (Howell & Huebler, 2005)、カードたち (Card et al, 1999) の研究をあげれば、よいであろう。これらの実証研究は、OECD 諸国において失業と賃金格差の動態には何らの相関関係がなく、また失業と賃金の硬直性の動態にも相関関係がないことを明確に示した。またガルブレイスとガルシラーズ (Galbraith and Garcilazo, 2007) のヨーロッパ諸国を横断的に多数の小さな諸地域に分けて分析した研究では、①むしろ賃金率の高い地域でむしろ失業率が低いこと、②動態的には、失業率の上昇は1992年のマーストリヒト「収斂基準」による金融引締め政策と緊縮財政によるところが大きいことを示唆している。

このように低賃金と雇用との間に明確なトレードオフが存在しないことについての説明は、われわれが上で示したものを含めて様々考えられるが、明らかなことは、低賃金労働者の賃金引下げは、雇用側による生産を拡大する程度にも、低賃金労働者の雇用の程度にもほとんど影響を与えないという事実である。しかし、賃金引下げが低熟練労働に従事している人の所得を低下させ、一定の生活水準を維持するための労働時間を長くし、その生活に悪影響を与えることは疑いない。

しかし、OECD、IMF、EUは、それでも経済理論（新古典派の労働市場論）がトレードオフを認めている以上、それが正しいと確信して労働市場改革を押し進めてきた。だが、グリーン氏 (A.Glyn, 2008)、その他の実証研究によれば、OECDの改革進度（最低賃金の割合引下げ、失業保険給付率の低下・期間縮小、解雇規制の緩和など）の指数が失業率を明確に低下された証拠はまったく存在しないことが明らかにされている。（以上の分析について詳しくは、Andrew Glyn, 2006。同日本語訳を参照。）

Ⅲ 生活保障賃金の運動 展開と評価

最後に、低賃金労働の拡大を抑止するための対応・政策について触れておきたい。この点で特に注目されるのは、近年、イギリスやアメリカで展開されてきた生活保障賃金 (living wage) の運動である。ここで、生活保障賃金というのは、人が人間らしい生活を営むのに必要な最低限の賃金を保障するような賃金率を意味する。それは、様々な方法で追求され得るが、主たる方法は、全国または各地域における最低賃金をできるだけ生活保障賃金の水準にまで引き上げることによって、または政府（中央・地方政府）財政との関係を有する民間企業が雇用している労働者の生活保障賃金を義務づけること（公契約条例の制定など）によって実現される。またイギリスのロンドン政府が 2005 年から実施しているように、生活保障賃金を実施する企業を募り、その垂範効果を期待するキャンペーン運動もある。後者は、必ずしもすべての企業に一定以上の賃金率を義務づけるものではないが、「官製ワーキングプア」の形成を阻止するものとして注目される。また「公契約条例」の制定が与える効果も注目される。この試みは、米国のボルティモア市で 1994 年に、市政府の財政と結びつきを持つ企業の最低賃金を大幅な引き上げを義務づける生活保障賃金条例によって他の地域における生活保障賃金の運動にはずみをつけることとなった。このボルティモア市による条例成立ののち、多くの州の郡・市が同様な条例を制定しており、運動の高揚を見ている。そこで、以下では、米国を中心として生活保障賃金の運動の展開を紹介し、その後、それがどのように評価されてきたかを検討することとしたい。

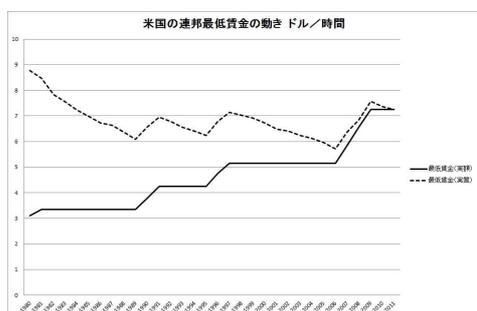
<米国の生活保障賃金の法定>

歴史的には、米国の生活保障賃金の運動は、1929 年に始まる大不況の中で始まったものである。1932 年に上院議員、Hugo Black（民主党）の最低賃金制に関する法律がそれである。この最低賃金を法律によって定めることは雇用契約の自由を損なうとして米国の司法によりいったん違憲と判断されたが、1937 年には合憲と判断され、翌 1938 年にはふたたび上院議員、Hugo Black によって最低賃金制に関する法案が議会を通過し、「公正労働基準法」(Fair labor standard act of 1938) が成立する。これによって、米国では連邦レベルの最低賃金が制定されるとともに、地方政府（州・郡・市）が独自の最低賃金を定めることが実施されるようになった。この法律は、1961 年と 1966 年に若干の改訂を経て、現行の米国の最低賃金制の基礎となっている。

しかし、先に述べたように、1968 年に最低賃金の実質額が最高に達したのち、1970 年代のインフレーションの中でその名目額があまり引き上げられず、さらにはレーガン大統領・ブッシュ（父）大統領の時代に長期にわたって最低賃金額の改訂がなされなかったため(1980 年 1 月の \$ 3.10 から 1991 年 4 月の \$4.25)、それはさらに低下することとなった。アメリカの最低賃金額

(連邦レベル) がふたたび実質的に引き上げられたのは、ようやくクリントン (民主党) 大統領の 1996—1997 年である。これによって最低賃金は、\$4.25 から \$ 5.15 に引き上げられた。しかし、その後、ふたたび最低賃金はずっと改訂されず、それが改訂されたのは、漸くブッシュ (子) 政権末期の 2006—2007 年になってからである (それまでの物価上昇に比べてわずかに \$ 6.55 に引き上げられたに過ぎない)。この 26 年間に連邦の実質最低賃金は、消費者物価指数を考慮すると、35 パーセントも低下したことになる。

図 8 米国の連邦最低賃金の推移 (名目および実質)



出典) History of Federal Minimum Wage Rates Under the Fair Labor Standards Act, 1938 – 2009, <http://www.dol.gov/whd/minwage/chart.htm>

2008 年に大統領選に臨んだ、オバマ大統領は最低賃金の改訂を公約し、翌年に \$ 7.25 に改訂された。2012 年 3 月 29 日、上院議員、Tom Harkin (民主党) は「アメリカ再建法案」を議会に提出し、その中で、最低賃金を 3 年間で \$7.25 から \$9.80 に段階的引き上げ、その後、物価指数に応じて (インフレが続くならば) 引き上げるという提案をしている。また同年 7 月 26 日には、Tom Harkin は「公正最低賃金法案」を上院に提出し、下院議員、George Miller (民主党) も同じ法案を下院に提出した。現在 (4 月) の時点で、議会に提出されている法案が通過すれば、連邦の最低賃金は 2015 年までに \$ 10.10 に引き上げられ、その後は生活費の上昇に合わせて改訂されることになっている。もしそれが実現されれば、米国の連邦最低賃金は、1960 年代末の水準を回復することになるであろう。しかし、それでも、この 20 余年間に米国の一人あたり GDP および国民所得が大きく上昇したことを考えれば、決して大幅な上昇とは言えない。

<米国の地方政府による生活保障賃金条例の制定>

しかし、米国の生活保障賃金をめぐる動きの中で、連邦レベルの動き以上に注目されるのは、1994 年のボルティモア市における生活保障賃金条例の制定以降の各地における同様の条例を制定するという活発な動きである。1994 年から 21 世紀初頭までにすでに数十の市や郡がそのような条例を制定し、その後も現在に至るまで多くの地方政府が生活保障条例を制定するにいた

っていた。そこで、ここではまず、その動きを紹介した上で、その結果に関する調査・研究を検討することとしたい。

1990年中葉以降、多くの都市と郡が生活保障賃金条例を制定してきた。それは地方政府と財政的な関係を持つ民間企業（業務委託会社、公共事業の請負企業、補助金や減税、料金割引の対象となる企業、公共財産の借用企業など）に「生活保障賃金」を支払うことを義務づけるものである。その背景には、すぐ上で見たような実質最低賃金の低下やそれに並行して生じた労働条件の悪化、そして（重要な事であるが）その結果としての民間企業による市民サービスの水準の低下があった。また多数の市と郡が生活保障賃金に関する条例を制定することに成功した背景には、コミュニティーに根ざした諸組織（全国レベルまたは地域レベルのNPO、サードセクター、地域組織など）や宗教組織（教会など）および労働組合の支持の存在があり、多くの場合、それらによって始められていた。また運動の成功にとっては、連合（協働）関係がきわめて重要であったと指摘されている（M. Levi et al, 2003）。

すでに2002年6月の段階では、65の条例が制定されており、80以上の条例案が討議中であった。現在（2013年4月）までに条例を制定した地域は140を超える。それらの内容は多様であるが、2003年末段階におけるその状況は概ね次の通りである。まず最低賃金率（時給）は\$6.15（ニューオーリンズ）から\$12.92（サンタモニカ）の間に設定されており、その多くはインフレ率（物価指数）や、連邦の決定した貧困線によってインデックス化されている。職種は、建設業、（清掃などの）用務員、食品、警備、ホテル、食堂、事務など（低賃金労働の広まっている職種）であるが、シカゴやデンバーのように介護労働者や育児労働者を含む例もある。また地方政府との財政的な関係の如何について、多くは日本で実施されている「公契約条例」と同様に、業務委託企業や公共事業請負企業に対して最低賃金を義務づけている。しかし、サンタモニカの条例は、市との関係の有無にかかわらず「海岸観光地域」の内部で営業を行なう企業に法定賃金の支払いを義務づけ、ニューオーリンズの条例は、すべての民間企業に法定以上の賃金率を支払うことを規定している。この場合には、より一般的な最低賃金制と等しい。

ちなみに、歴史的には、米国における「公契約条例」（public contract code）の制定も、1930年代の大不況時にまでさかのぼる。まだフーバー大統領の時代の1931年3月3日に、2人の議員（共和党）によって議会に提出され、可決された法律（Davis-Bacon Law）は、連邦政府と財政的な関係を持つ企業（建設会社など）に「相場賃金」（prevailing wage）を求めるものであった。そこで、しばしば州・郡・市の公契約条例にもとづく相場賃金の義務化を求める法は、「小デービス・ベーコン法（Little Davis-Bacon Law）とも呼ばれる。モンタナ州の法律では、州の労働産業省・労働基準局が相場賃金を決定・公表し、入札業者は、当該企業の労働者にこの相場賃金を支払うことを求められているだけでなく、「正真正銘の」モンタナ州の居住者を半数以上雇用することが求められている。

生活保障賃金条例を制定し、その引き上げを推進する地域は、その後も増えている。例えば、サンタフェの生活保障賃金条例では、2004年に\$ 8.50と定められた相場賃金は、2006年には\$ 9.50に改訂され、2012年には\$ 10.29となっている。(ちなみに、同年7月の失業率は5.8%であり、米国では平均よりはるかに低い。) また Albuquerque では、有権者が2012年11月に最低賃金を\$ 8.50に引き上げる住民投票を可決させた。そこでは、市民たちが、「アルバカークの最低賃金を引き上げることが職を生み出す」として、運動をすすめている。ニューメキシコ州におけるこれら2つのケースは、「リトル・デービス・ベーコン法」による「相場賃金制」というよりも、一般的な最低賃金制度に近い。

ここではこれらの条例を詳しく紹介する余裕はないが、具体的な事例については、その結果に関する調査を紹介する際に、必要な限りで言及することとしよう。ここでは、ただ、生活保障賃金条例が①「範囲」を公契約者に限定するか、地域全体の企業に適用するのか、②賃金の水準が比較的低いか、高い(本来の生活保障賃金または「相場賃金」の水準にある)かによって、4つに分類されることを示しておくにとどめる。

表2 生活保障賃金と最低賃金に関する法律の区別

範囲	最低賃金の要求	生活保障賃金の要求
公契約者のみ	狭い範囲 低い賃金基準 ・ボルティモア 1995年、\$6.15	狭い範囲 高い生活保障賃金の基準 ・ほとんど140の郡と市 ・ロサンゼルス 2006年、\$ 10.64 ・ボストン 2006年、\$11.95
地域全体	広い範囲 最低賃金の基準 ・ほとんどの州 \$6.15～\$7.63 ・ニューオーリンズ 1999年、\$6.15	広い範囲 高い生活保障賃金の基準 ・サンタフェ 2006年、\$9.50 ・サンフランシスコ 2006年、\$8.82

出典) Robert Pollin et al, 2008. (若干変更)

<生活保障賃金条例の効果と結果>

こうした生活保障賃金条例(最低賃金の引き上げ、相場賃金の支払い)が低賃金労働者の賃金率を引き上げ、所得総額を増やすことに寄与し、「公正な」所得分配の実現に向うものだったことは言うまでもないだろう。もちろん、それによって影響を受ける人々の範囲がどれほどであり、またそれがどれほどの効果をあげられるかは、調査・研究によってしか知られないが、その一部は本報告書の末の統計にあげられる。

しかし、条例の制定には一つの大きな障害があったことも事実である。それは、最低賃金の引き上げが価格の引き上げか利潤の圧縮、またはその両者をもたらし、結果的には生産の縮小、企業の撤退・流出、代替効果を通じて低熟練労働者の失業の拡大をもたらすという反対論が必ず提起されたからであり、またそのような反対論の影響下に雇用の喪失を導くのではないかという危惧・不安・心配を人々の間に生んでいたからである。こうした反対派の中には、例えばある地域のホテル業に関して、「賃金の10%の増加は2.2%の雇用（労働時間）の減少を結果する」というようなものもある（Bowles, 2005）。しかし、仮にこの予見が正しく、例えばホテルの清掃労働者の賃金が\$ 7.75 から \$ 8.50 に引き上げられたらどうであろうか。彼女の年間労働時間はいくぶん（2.2%）短くなり、その上、年収を7.3%も増やすことができるのであるから、彼女にとって問題は何もない。一方、旅行先のホテル代が\$ 120 からわずかに上昇したとき、人々ははたして旅先を変えるだろうか？ またホテル代は実際に引き上げられるのだろうか？

われわれは、すでに上段で、マクロ的には（社会全体では）、また事後的にみると、高賃金・所得分配の平等・労働市場の硬直性と、失業との間には優位な相関関係は見られず、また現実を反映する理論も賃金の引き上げが雇用（労働需要）を縮小するという結論を支持しないことをみてきた。

また1980年から21世紀初頭の現在にいたるまでの米国の（実質）最低賃金の引下げが雇用の拡大をもたらしたという事実は認められない。むしろ先に掲げた実質最低賃金と失業率の変化を示す図から明らかなように、逆の相関さえ認められるほどである。

しかしながら、それでも、一地域の、特定の企業や産業が底辺の労働者の賃金率を引き上げた場合、それがどのような結果をもたらすのかについて、不安を払拭できないかもしれない。そこで、もう少し微視的な視点から問題をより具体的に検討しておくことが有益であろう。ここでは、この問題に関する信頼に足る米国の経済学者の分析結果のいくつかを紹介することとめておくこととする。

まず、ポーリン氏（Robert Pollin, University of Massachusetts, Amherst）の調査・研究の結果を紹介しよう。

ポーリン氏がこの主題に取り組み始めたのは、1996年のことであり、ロサンゼルス市における生活保障条例に関する相談を受けたことにあった。当時、生活保障賃金条例を検討していたシカゴ市長がシカゴ大学のトリー氏（George Tolley）に委託した研究では、同市で条例が実施されると、4000～5000万ドルの費用増加が生じるという計算結果が示されており、シカゴ市はその全負担が市に負わされるならば、その大きな負担増に耐えられないと判断して同条例を断念したという経過があった。実際、ポーリン氏がロサンゼルス市について独自に調査結果でも、ほぼ同様な金額が求められた。

しかし、ポーリン氏のより詳細な実証研究によれば、（シカゴおよびロサンゼルスにおける）

生活賃金による費用の増加は全生産費用の1%ほどに過ぎなかった。しかも、さらに次の2つの点が重要である。第一に、生活保障賃金条例を導入した州・郡・市では、当該賃金率が適用されるのが民間企業のすべてではなく、その一部であることであり、第二に、すでに多くの人は当該賃金率以上の支払いを受けていることである。そこで企業（産業）が仮に人件費の増加分をすべて価格に転嫁したとしても、せいぜい1%ほどに過ぎなかった。この1%ほどの費用増加が実際にどのように「処理された」かは、後で述べることにしよう。

もっとも注目されるのは、ロサンゼルス市が生活保障賃金条例を制定したのちの変化である。懸念されたような失業が拡大したという結果は生じることなく（これに対して2008年の金融危機の影響は凄まじいものであったが）、また高熟練労働者が低熟練労働者に代替し、後者が失業するという事態も生じることにはなかった。

実は、米国の労働経済学の領域では、1995年に重要な出来事が生じていた。カード氏（David Card, University of California）とクルーガー氏（Alan Krueger, University of Princeton）が先に示した新古典派の労働市場論（最低賃金が職を奪うという黒板経済学）の誤りを証明したのである。両氏とも「生活保障賃金」や最低賃金の引き上げについて公的な賛否表明を行ったことのなかった人であったが、1991年と1992年の連邦最低賃金の引き上げが20歳未満者の雇用に及ぼす影響を客観的に調査するため、高賃金の州（カリフォルニアやマサチューセッツ）（ほとんどすべての労働者がすでに最低賃金を超える支払いを受けていた）と低賃金の州（ミシシッピ）を比較した。その結果、ほとんどの経済学者の驚いたことには、最低賃金の引き上げの影響の大きかった低賃金の州がそうでなかった高賃金の州に比べて職の増加を経験していたのである（Card & Krueger, 1995）。

しかも、同様な調査の結果はそれに限られない。

この点でまず注目されるのは、カリフォルニア大学「労働・雇用調査研究所」の研究である。

この研究は、1990～2006年の統計データを用いて、郡ごとの最低賃金率と雇用水準の相関を解析したものである。その際、同研究は、雇用水準に影響を与えている最低賃金水準以外の要素を出来る限り取り除くために、隣接する郡を取り上げている。

その結果は、高い最低賃金が低い雇用水準や高い失業率という相関を持つということはまったく示されず、また最低賃金の引き上げが雇用水準の低下をもたらすという結果も得られなかった。

「州横断的な隣接郡について、われわれは、最低賃金の引き上げの強い所得効果を発見するが、雇用効果はない。・・・伝統的な特性化における大きな負の弾力性は、主に最低賃金政策に関係しない雇用トレンドの地域差によって生まれたものである。この点は、気休め薬、最低賃金が同じ最低賃金のプロフィールを持つ隣接郡における雇用とはネガティブに関連しているという

われわれの発見によって支持される。われわれの特性化は、多くの内的有意性のテストにおいてよりよいパフォーマンスを示す。」

いくつかの州や郡・市で調査・研究が行なわれているが、そこでも「相場賃金」の義務化や最低賃金の引き上げが雇用に悪影響を及ぼしたという証拠はない。この点で特に注目されるのは、ニューメキシコ州のサンタフェ市の事例である。ここでは、2006年に市全体に適用される最低賃金のかなり大幅な引き上げがなされたからである。この時、連邦の最低賃金はまだ\$ 5.15であり、各州の最低賃金も\$ 6.15（デラウェア州）から\$ 7.63（ワシントン州）であり、平均して\$ 6.75であったから、\$ 9.50への引き上げは大幅なものであったといわなければならない。

しかし、ここでも心配された雇用の削減、失業の拡大は生じなかった。このサンタフェ市の事例の結果は、ニューメキシコ大学の「経営・経済調査研究所」（University of New Mexico, Bureau of Business and Economic Research）が調査しており、ここでも雇用の悪化は観察されなかった。むしろ、全体として、条例によって賃金の引き上げられたサンタフェ市およびアルバーク市の雇用は、そうでないニューメキシコ州の地域に比べて職を増やしたといえるほどである。これについては、報告書末の統計を参照。

このように多くの実証研究は相場賃金や一般的な最低賃金の引き上げが雇いを縮小させなかったことを明らかにしたが、その理由は次のようにまとめることができる。（具体的なデータに関しては、巻末の図A～図Nを参照。）

1) 理論上想定できるのは、マクロ的な需要拡大効果である。賃金の引き上げは、コミュニティー全体における所得、支出および需要の拡大をもたらしたと考えられる。このことは、条例によって賃金を引き上げられた労働者に対する聞き取り調査（家計収入調査）からも明らかである。しかし、かなり大幅な賃金引き上げであっても、それは全体で総費用のたかだか1%のオーダーの増加に過ぎず、それがどれほどの需要増加を、しかも当該産業にとっての需要増加をもたらしたかはむしろ疑問である。

2) 多くの研究が示しているのは、賃金の引き上げが効率を引き上げたという効果の方が大きいかもしれないという点である。それは、1%ほどの費用を節約し、価格への転嫁または利潤の圧縮を不要にしたと考えられる。

3) 代替効果や企業の流出は生じなかった。この理由は明白である。最低賃金は引き上げられたとはいえ、高熟練労働者の賃金水準に比べれば低く、したがって企業にとって低熟練労働者を高熟練労働者に換える動機が存在しなかったからである。また企業は、有効需要が存在し、利益が生じる限り、営業を続けることは明らかである。もし流出するならば、埋没費用の多くを失わなければならない、その上、流出先の投資費用は巨額のものとなるからである。

5) 政府にとってのプラス

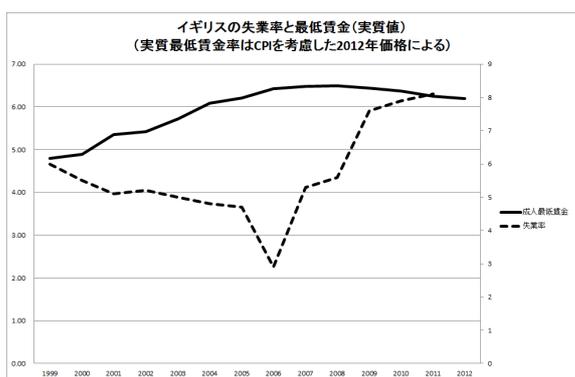
政府にとっても、たとえば公契約条例による最低賃金率の引き上げによって公共事業費や業務委託費が上昇するという心配がないわけではない。しかし、こうした懸念も多くの場合には現実とならないことが明らかにされてきた。第一に、上で述べた理由により、そのすべてが価格に転嫁されるわけでない。第二に、賃金率の引き上げは、低賃金労働者の所得を増加させるため、政府の社会保障負担を含む租税収入の増加と彼らへの給付を減少させるため、総額では政府負担が減少することもあり得たという事実である。総じてわれわれは、ものごとを考えるとき、無意識に *ceteris paribus* (その他の条件が同じならば) の仮定を採用する傾向があるが、多くの場合、一つの変化が別の変化を引き起こし、全体として与件を変えることがあることを知り、総合的に考えることが必要である。

<イギリス、その他における展開>

最後にイギリスの生活保障賃金をめぐる運動について簡単に触れておこう。

イギリスの現行の最低賃金制度が 1998 年の「国民最低賃金法」によって再建され、1999 年から義務化されたことは、すでに述べた通りである。最低賃金は、新たに設置された「低賃金委員会」(Low Pay Commission) が政府(大蔵省)に諮問することによって決められ、全国一律の率が適用される。ただし、最低賃金は年齢別に決められており、現行(2012 年 10 月)の基準は、成人(21 歳以上)が£6.19、18—20 歳が£4.98、16—17 歳が£3.68、若年(徒弟)が£2.65 とされている。

図 9 イギリスの失業率と実質最低賃金(21 歳以上)



出典) IS4profit National Minimum Wage; Unemployment, Office for National Statistics.

英国における最低賃金制度の再導入にあたって、それが失業率を高めるという反対論が主張されたが、実際には、それが職の喪失をもたらしたという形跡はない。むしろ、アメリカ合衆国と同様に、最低賃金の引き上げは失業率の低下と歩調を合わせている(図参照)。

国際的に見て、ここに示した水準はどの程度のものであろうか？ 平均賃金率（中央値）に対する割合では、それは日本や米国より高い水準に設定されており、フランスより低い水準にあったことは最初に見た通りである。ここでは、全国規模における最低賃金制の存在しないドイツを除く主要国の状態を再度示してこう（下図参照）。また平均値に対する相対的な水準だけでなく、購買力平価（PPP）にもとづく絶対的な基準（英国の低賃金委員会による）のデータもしめしておこう。ここから見られるように、イギリスにおける最低賃金の水準（2004年）は主要国の中では、オーストラリア、フランス、オランダより低く、スペイン、日本はもちろん、米国、アイルランド、ニュージーランドよりも高く、いわば中間的な水準にあるといえる。

図 10 2000—2006 年の成人最低賃金の比率（中央値に対する%）

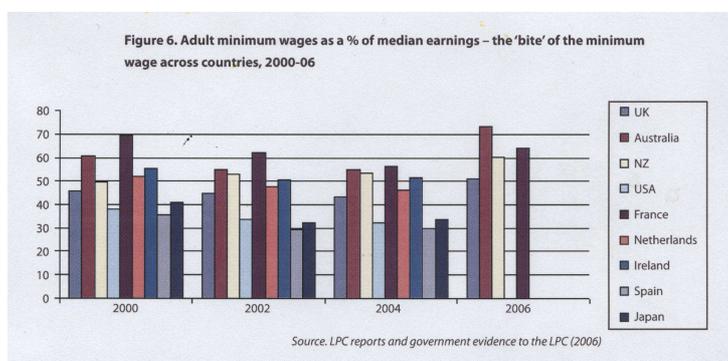
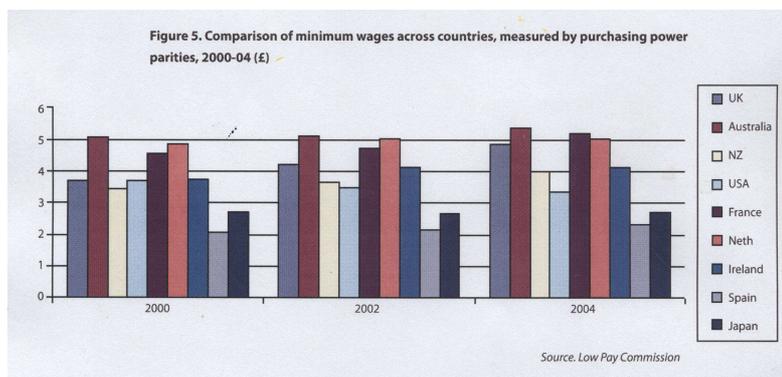


図 11 2000—2004 年の主要国における最低賃金率（購買力平価、£ 表示）



出典) David Coats, The British National Minimum Wage.

しかし、それでもイギリスの低賃金労働の問題が解消したわけではない。そのことを象徴的に示すのは、昨年、イギリスの諸都市で発生した暴動（Riots）である。その背景には、1980年代と1990年代までの所得格差の持続的な拡大があり、また2008年以降の金融危機による失業率の上昇があることは、疑い余地がない。

すでにヨーロッパ債務危機の前から、イギリスでも生活保障賃金を求める活動は始まっている。

た。現在までのところ、この点で特に注目されるのは、ロンドンおよび若干の大都市（バーミンガム、カーディフ、ニューカースルなど）における運動である。

このうちロンドンでは、2005年に市長のイニシアチブの下にロンドン政府（Greater London Authority）が生活保障賃金のキャンペーンを始めている。そこでは、まず GLA がラフバラ大学・社会政策研究センターの協力を得て、生活保障賃金を計算し、ロンドンについては£8.55（時給）、その他の地域については£7.45という数字を導いている。これは、当時の全国レベルの最低賃金£6.19（21歳以上）から見れば、それぞれ38%および20%の引き上げを意味する。ある調査（Annual Survey of Hours and Earnings 2011）によれば、この水準に達しない労働者は（全国で）500万人ほどであり、パートタイム労働者の約40%、全労働者の約20%であるという。

ただし、ロンドンの場合、この賃金水準が企業に対して義務づけられるわけではない。あくまでもキャンペーンによって賛同する企業を募り、表彰などを通じて社会的に影響力を強めてゆくというものである。これにより、現在（2012年）までに140ほどの企業がGLAの定めた最低賃金水準を採用し、45,000人が該当するとされている。

2008年の金融危機によって、イギリスでも人々の実質所得が低下し、政府が（したがって納税者が）低所得者に対する給付増を負担するという構造が生まれているが、シンクタンク（the Resolution Foundation と IPPR 公共政策研究所）の計算では、むしろこのような時にこそ生活保障賃金が大きな役割を演じるべきであるという。それは低所得者の国民所得をかなり増やし、それによる政府全体の税収増は£36億ポンドとなる。そのうち£13億が公共セクターの労働者に対する支出増となり、したがって政府は少なくとも£20億を節約できることになる。また低所得者の所得増が社会保障給付総額を引き下げることは言うまでもない。

これはより小さな規模ではあるが、現代のニューディールということができよう。このような提案が実現されるかはすべて政治にかかっており、不明であるが、エド・ミリバンド氏（労働党党首）も生活保障賃金の理念にもとづいて最低賃金を大幅に引き上げるプログラムを用意しており、それが大きな争点となることは間違いないだろう。

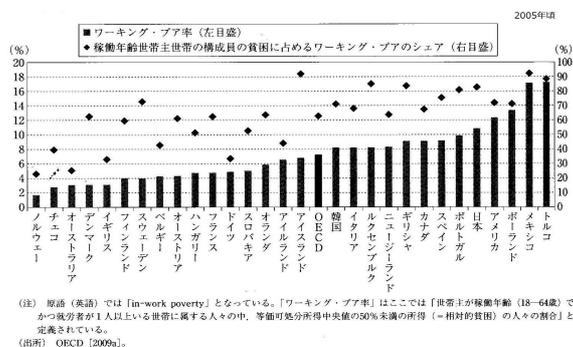
近年の低賃金労働の拡大に対して、米英をはじめとする諸国で、より公正な社会をつくるため生活保障賃金を実現しようとする運動が展開されてきたことを見てきた。その際、それに反対する運動が依拠し、また多くの人々が心配する事柄の一つ、その最大の問題は、それが人件費を高めることによって企業の労働需要を削減し、職を奪ってしまうのではないかという懸念にあった。

本報告は、しかし、この懸念・不安が理論的にも実証的にもまったく証明されていないことを示してきた。ここでその理由の要点を示せば、それがマクロ的には有効需要を拡大し、生産を拡大する効果を持つからであり、ミクロ的には労働を効率化し、人件費以外の費用を削減さえするからである。企業は必ずしも利潤を圧縮することなく、むしろ多くの場合、職を増やすことができたのである。ここに紹介した研究は、いずれも労働市場の統計研究を行う世界のトップの経済学者によるものであることを付け加えておきたい。

賃金が費用であるばかりでなく、所得と有効需要の源であり、また効率性の源泉であることが明らかにされ、また職が賃金以外の要因によって決まっていることが現実によって明らかにされてきた以上、人々が古く、なによりも現実を何も説明しない「黒板経済学」、高賃金が失業をもたらすという根拠なき「信念」の桎梏から解放されなければならないことは確かである。

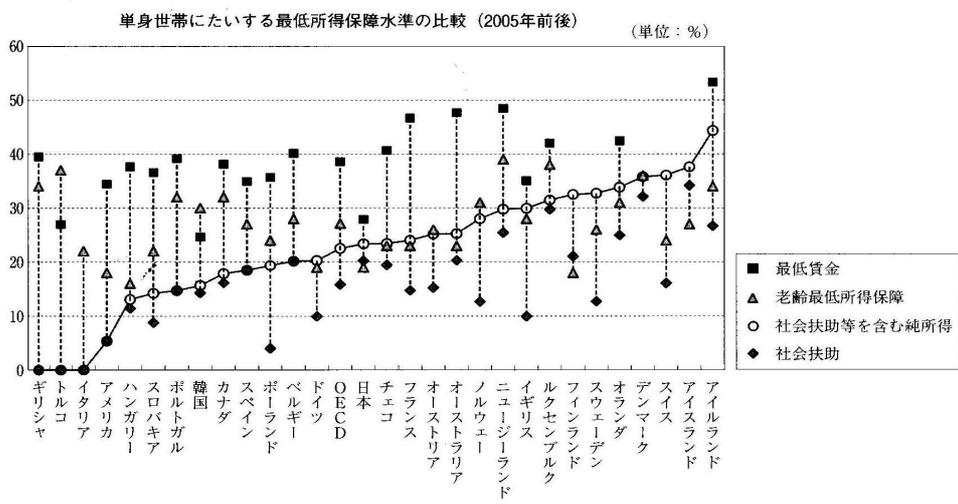
とりわけ国際的な比較の見地からすると、日本の最低賃金率が平均値に対する割合から見ても、購買力平価（PPP）による絶対値から見てもかなり低い水準にあることは明らかである。それが日本における低賃金労働や貧困層の拡大を許容していることを考えると、公正な社会を構築するためにも、また人々の給与所得を保証した上でなりたつ健全な活力ある社会を構築するためにも、最低賃金の引き上げをはじめとする生活保障賃金の実現が大きな課題であることは、疑いない。

図 1 1 ワーキング・プア（in-work poverty）の比率の国際比較



出典) 山田篤弘、2010年。

図 1 2 最低所得保障水準の国際比較



(注) 平均労働者賃金 (AW) にたいする各給付・賃金の比率。アイルランド、韓国およびトルコについては AW 基準に移行していない為、平均生産労働者賃金 (APW) との相対的な比率で示されている。ギリシャ、トルコ、イタリアでは稼働年齢にある者に対しては普遍的最低所得保障制度がない。アメリカの社会扶助給付はフード・スタンプのみで、貧困世帯一時扶助 (TANF) は家族給付 (後述) として分類される。また法定最低賃金制度が存在しない国について該当部分は示されていない。

(出所) OECD [2007a; 2009b] に基づき筆者作成。

出典) 山田篤弘、2010年。

表 A ニューメキシコにおける雇用の増加（2004年7月～2005年7月）

	農業外雇用合計	余暇・医療産業
Santa Fe MSA	2.0%	3.2%
州	2.0%	2.3%
Albuquerque MSA	1.7%	0.8%
Las Cruces MSA	3.0%	1.6%
Farmington MSA	2.6%	3.9%

出典) Pollin& Wicks=Lim, 2005.

表 B サンタフェの雇用データ

	条例前 (2003.1-2004.5)	条例後 (2004.6-2005.6)	条例後 (労働参加率一定の仮定下)
成人人口 A	32,199	33,512	33,512
雇用者 B	21,476	23,472	23,472
雇用者比率 B/A	66.7%	70.0%	70.0%
労働参加率	70.3%	76.6%	70.3%
労働力人口	22,631	25,674	23,559
失業者	1,155	2,202	87
失業率	5.1%	8.6%	0.4%

出典) Pollin& Wicks=Lim, 2005.

表 C 条例の影響を受けた平均的労働者の年収の変化
(イエロヴィッツの労働時間削減を仮定した場合)

	労働時間／週が不変の場合	Yelowitz の仮定による*
条例前の平均賃金	\$6.91	\$6.91
条例による上昇	\$1.59	\$1.59
平均労働時間／週	33.3	29.8
平均労働週／年	50	50
条例による平均年収	\$ 11,505	\$ 11,505
条例による平均年収の増加	\$14,152	\$12,665

条例による平均年収の増加率	23.0%	10.0%
---------------	-------	-------

*Yelowitz (2005) による労働時間の低下を仮定した場合

出典) Pollin& Wicks=Lim, 2005.

表 D サンタモニカの労働者の生活賃金所得と賃金水準 (単位は、1999年ドル)

		貧困水準所得			必要所得	
		公的貧困線	貧困	貧困に近い	稼得者 1 人	稼得者 2 人
3 人家族	年収	13,423	21,475	24,831	37,589	---
	時間給	6.45	10.32	11.94	18.07	---
4 人家族	年収	16,895	27,030	31,254	31,298	45,683
	時間給	8.12	13.00	15.03	15.05	11.35

*「貧困に近い」は、公的貧困線の 185%。

出典) Pollin, 2002.

表 E サンタフェとアルバカークにおける条例前後の賃金稼得者の「職」(jobs)の増減

	合計		女性		若年	
	Santa Fe	Albuquerque	Santa Fe	Albuquerque	Santa Fe	Albuquerque
全産業	1725	8389	579	508	564	6750
建設業	-67	3070	6	63	14	383
小売業	283	1357	118	245	113	1462
医療	50	295	10	43	60	441
Acc・食品	783	-438	306	-404	239	1850

出典) Nicolaus Potter, August 2006.

表 F サンタフェとアルバカークにおける条例前後の所得 (3ヶ月あたり)の相違

	合計		女性		若年	
	Santa Fe	Albuquerque	Santa Fe	Albuquerque	Santa Fe	Albuquerque
全産業	74.56	24.53	140.17	89.93	240.52	179.18
建設業	-912.97	-71.02	731.61	357.08	527.40	574.39
小売業	160.63	-131.95	-87.20	-66.71	199.82	81.50
医療	263.29	17.51	340.72	52.62	418.43	298.04
Acc・食品	174.01	81.95	164.17	120.51	163.84	106.55

出典) Nicolaus Potter, August 2006.

表 G サンタフェにおける事業所数と雇用数

		2003.07-2004.06	2004.07-2005.06
25人以上の事業所	事業所数	323	319
	雇用者	21,413	21,531
	平均人数	66.3	67.5
25人未満の事業所	事業所数	3,913	3,911
	雇用者	18,726	18,894
	平均人数	4.8	4.8

出典) Nicolas Potter, June 2006.

表 H 市契約への影響：3市における条例前後の実質年契約費用（2001年価格による）

	契約数	条例前	条例後	差異 (%)
ボストン	28	\$19,770,913	\$16,450,781	-17%
ハートフォード	2	\$465,338	\$617,416	33%
ニューヘヴン	9	\$692,697	\$611,411	-12%

出典) Brenner and Luce, 2005.

表 I 条例前後の企業の比較（賃金を引き上げた企業 vs 引き上げなかった企業）

	引上げ			引上げず		
	1998年	2001年	差異	1998年	2001年	差異
雇用者数	183	203	21	156	183	27
フルタイム	166	188	22	152	175	22
パート率	34%	23%	-11	11%	10%	-0.9
市契約労働者数	69	87	18	15	15	-0.2
\$ 9.25 以下の雇用者	23%	4%	-19	3.4%	2.8%	-0.8
\$ 11.75 以下の雇用者	41%	41%	0	11%	12%	1.0
月平均離職率	4.8%	5.6%	0.8%	3.6%	1.6%	-2%
年平均欠勤率	5.3	5.7	0.4	4.4	4.2	-0.2

出典) Brenner and Luce, 2005.

表 J ポストン生活保障賃金条例への企業の調整方法

	割合
従業員の努力向上	25
従業員のモラル向上	25
市契約の入札価格引き上げ	15
他のサービス価格の引き上げ	8
利潤の引下げ	39
雇用基準の変更	0
雇用方法の変更	27
生産技術の変更	0

出典) Brenner and Luce, 2005.

表 K ポストンにおける賃金と所得 1998年と2001年の比較 単位：ドル

		時給	年間所得	世帯所得
1998年に生活賃金以下	1998年	9.22	16,990	37,310
	2001年	11.32	26,990	40,960
	差異	2.10	10,000	3,650
1998年に生活賃金以上	1998年	12.78	27,350	33,750
	2001年	12.87	27,800	36,620
	差異	0.09	450	2,870

出典) Brenner and Luce, 2005.

表 L ロサンゼルス条例案 Yによる家族の福祉 (年2000時間労働)

	時給 \$ 5.34 の場合	時給 \$ 7.25 の場合
1) 年間総所得	10,860	14,500
2) 連邦所得税	0	521
3) FICA 税	776	995
4) カリフォルニア所得税	0	0
5) 州社会保険料	87	116
6) 税引後所得 (1-(2+3+4+5))	9,997	12,868
7) 民間保険補償	0	2,500

8) 税引後所得+民間保険補償 (6+7)	9,997	15,368
9) 稼得所得税補償	3,110	2,456
10) 食料スタンプ	3,528	2,556
11) 可処分所得 (6+9+10)	16,635	17,880
12) 医療補償	2,160	910
13) ロサンゼルス郡医療保障	994	0
14) 可処分所得+医療補償 (7+11+12)	18,795	21,290
15) 可処分所得に対する賃金の割合	60.1%	72.0%
16) 政府補助の合計	9,792	5,922

出典) Pollin, 1998.

表 M ニューオーリーズズの企業の最低賃金引き上げによる影響

賃金増加/総費用	会社数	会社の割合	平均増加率
0%	3,294	26.5%	0.0%
0-4.9%	8,936	71.8%	0.7%
5-9.9%	209	1.7%	6.6%

出典) Pollin et al, 2008.

表 N 民間セクターにおける雇用成長率の比較 (州独自の最低賃金を持つ州 vs 持たない州)
(2001—2005 年の雇用成長率)

	50 州と Columbia	独自の最低賃金を持つ 11 州	連邦最低賃金\$5.15 の 33 州
全体	0.48	0.57	0.52
ホテル	0.07	0.19	0.12
レストラン	2.29	2.21	2.32

出典) ArindrajitDube et al, 2010.

表 O 隣接郡における最低賃金の効果の比較 (1990—2006年)

	所得 (1)	所得 (2)	雇用 (1)	雇用 (2)	雇用/人口 (1)	雇用/人口 (2)
InMWt	0.200	0.188	0.057	0.016	0.049	0.009
QCEW	(0.065)	(0.060)	(0.118)	(0.098)	(0.115)	(0.095)
InMWt	0.247	0.220	0.019	-0.034	-0.052	-0.073

CBP	(0.081)	(0.092)	(0.132)	(0.127)	(0.128)	(0.133)
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

注) QCEWは四半期別、CBPは年度別。(2)は民間企業全体。

出典) ArindrajitDube et al, 2010.

文献資料

伊東光晴『日本経済を問う』、岩波書店、2006年。

小畑精武『公契約条例入門』旬報社、2010年。

大竹文雄『日本の不平等—格差社会の幻想と未来—』日本経済新聞社、2005年。

J・M・ケインズ『雇用、利子および貨幣の一般理論』岩波書店、2008年。

J・K・ケインズ『ケインズ全集』第25巻、「清算同盟——1940～44年の諸活動」、東洋経済新報

社、1992年。

国税庁「民間給与実態調査」(オンライン・データベース)

後藤道夫「ワーキングプア急増の背景と日本社会の課題」『社会政策 特集：ワーキングプア—労働・生活・運動』2010年2月、第1巻第4号。

財務省「法人企業統計調査」(オンライン・データベース)

佐野誠『99%のための経済学 教養編』、新評論、2012年。

佐野誠『99%のための経済学 理論編』、新評論、2013年。

橘木俊詔『日本の経済格差—所得と資産から考える—』岩波新書、1998年。

橘木俊詔『格差社会—何が問題なのか—』岩波新書、2006年。

山田篤弘「国際的パースペクティヴから見た最低賃金・社会扶助の目標性」『社会政策 特集：最低賃金制度と生活保護制度』2010年12月、第2巻第2号。

山家悠紀夫『「構造改革」という幻想』、岩波書店、2001年。

Appelbaum, Eileen, Annette Bernhard, and Richard J. Murnane. *Low Wage Work in America*, Russell Sage Foundation, New York, 2008.

Bean, Charles. European Unemployment: A Survey, *The Journal of Economic Literature*, Vol.32, June 1994.

Bertola, G., F. Blau, and L. Kahn. Comparative Analysis of Labor Market Outcomes: Lessons for the US from International Experience, NBER Working Paper 8526, 2001.

Bosch, Gerhard, and Claudia Weinkopf(ed.), *Low Wage Work in Germany*, Russell Sage

- Foundation, New York, 2008.
- Bowles, Samuel, and Robert Boyer. Wages, Aggregate Demand, and Employment in an Open Economy: an Empirical Investigation, *Macroeconomic Policy after the Conservative Era*, ed. by Gerald A. Epstein and Herbert M. Gintis, Cambridge University Press, 1995.
- Bowles, Samuel. The Economics of Minimum Wages, *The Albuquerque Journal*.
- Brenner, M.D.&S.Luce. Living Wage Laws in Practice, The Boston, New Heaven and Hartford Experiences, PERI, *Working Paper Series*, 2005.
- Card, David, and Alan B. Krueger. *Myth and Measurement The Economics of the Minimum Wage*, Princeton University Press, Princeton, NJ, 1995.
- Card, David, Francis Kramarz, and Thomas Lemieux. Changes in the Relative Structure of Wages and Employment: a Comparison of the United States, Canada, and France, *Canadian Journal of Economics*, Vol.32, No.4, 1999.
- Caroli, Eve, and Jerome Gautie (ed.), *Low Wage Work in France*, Russell Sage Foundation, New York, 2008.
- Congressional Budget Office, Trends in the Distribution of Household Income between 1979 and 2007, 2011, <http://www.cbo.gov/publication/42729>.
- Coats, David. *The National Minimum Wage. Retrospect and Prospect*, The Work Foundation.
- Dobb, Maurice. *Wages (revised editon)*, Cambridge University Press, 1956. (日本語訳、氏原正治郎訳『賃金論』、新評論、1962年。)
- Douglas, Paul. *The Theory of Wages*, Macmillan, 1937.
- Dube, Arindrajit, T. William Lester, and Michael Reich. Minimum Wage Effects across State Borders: Estimates Using Contiguous Counties, *The Review of Economics and Statistics*, November 2010, 92(4).
- Galbraith, J.K., and Enrique Garcilazo. Unemployment, Inequality, and the Policy of Europe: 1984-2000, Richard P. F. Holt and Steven Pressman (ed.), *Empirical Post Keynesian Economics: Looking at the Real World*, M.E.Sharp, London, 2007.
- Gautie, Jerome, and John Schmitt. *Low Wage Work in the Wealthy World*, Russell Sage Foundation, New York, 2008.
- Gartner, Jon. What is a Living Wage?, *New York Times*, January 15, 2006.
- Glyn, Andrew. The Assessment: Unemployment and Inequality, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.11, No.1, 1995.
- Glyn, Andrew, David R. Howell, and John Schmitt. Labor Market Reform and Unemployment: Does the Evidence Tell and Orthodox Tale?, January 15, 2006.

- Glyn, Andrew. *The Capitalism Unleashed*, Oxford University Press, 2006. (日本語訳、横田信治・伊藤誠『狂奔する資本主義 格差社会から新たな福祉社会へ』ダイヤモンド社、2007年。)
- Harvey, John T.,. *Currencies, Capital Flows and Crises. A Post Keynesian Analysis of Exchange Rate Determination*, Routledge, 2010.
- Howell, David R., and Friedrich Huebler. Trends in Earnings Inequality and Unemployment across the OECD: Labor Market Institutions and Simple Supply and Demand Stories, *CEPA Working Paper Series I, Economic Policy Analysis, Working Paper*, No.23, May 2001.
- Howell, David R., and F. Huebler, Wage Compression and the Unemployment Crisis, D.Howell (ed.), *Fighting Unemployment: The Limits of Free Market Orthodoxy*, New York, Oxford University Press, 2005.
- Howell, David R., Dean Baker, Andrew Glyn, and John Schmitt. Are Protective Labor Market Institutions at the Root of Unemployment? A Critical Review of the Evidence, *Capitalism and Society*, Vol.2, Issue 1, 2007.
- Howell, David R., and Anna Okatenko. By What Measure? A Comparison of French and U.S. Labor Market Performance with New Indicators of Employment Adequacy, *PERI, Working Paper Series*, No.174, October 2008.
- Iversen, T.. The Choices for Scandinavian Social Democracy, A.Glyn (ed), *Social Democracy in Neoliberal Times*, Oxford, Oxford University Press, 2001.
- Levi, Margaret, David J. Olson, and Erich Steinman. Living Wage Campaigns and Laws, *Working USA*, Vol.6, Winter 2002-3.
- Lloyd, Caroline, Geoff Mason, and Ken Mayhew. *Low Wage Work in the United Kingdom*, Russell Sage Foundation, New York, 2008.
- Metcaf, David. The British National Minimum Wage, March, 1999.
- Murray, R. Emmett, *The Lexicon of Labor*, The New Press, 2010. (日本語訳、小畑精武・山崎精一訳『アメリカの労働社会を読む事典』明石書店、2012年。)
- Nickell, Stephen, and Brian Bell. The Collapse in Demand for the Unskilled and Unemployment across the OECD, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.11, No.1, 1995.
- Nickell, Stephen, Luca Nunziata, and Wolfgang Ochel. Unemployment in the OECD since the 1960s. What do we know?, *The Economic Journal*, No.115, 2005.
- OECD. *Jobs Study Evidence and Explanations, Part I: Labor Market Trends and Underlying Forces of Change. Part II: The Adjustment Potential of the Labor Market*,

- Paris, 1994.
- OECD.*Jobs Study: Facts, Analysis, Strategies*, Paris, 1994.
- OECD.*Implementing the Jobs Study*, Paris, 1999.
- OECD.E-Library (Database on Line).
- OnaranOzlem, and EngelbertStockhammer. The Effect of Distribution on Accumulation, Capacity Utilization, and Employment: Testing the Profit-led Hypothesis for Turkey,
- Richard P. F. Holt and Steven Pressman (ed.), *Empirical Post Keynesian Economics: Looking at the Real World*, M.E.Sharp, London, 2007.
- Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez. The Evolution of Top Incomes: a Historical and International Perspective, *NBER Working Paper Series*, 11955, January, 2006.
- Potter, N..The Effect of the Santa Fe Living Wage Ordinance in Santa Fe, New Meico, University of Mexico, Bureau of Business and Economic Research, August 23, 2006.
- Potter, N..Measuring the Employment Impacts of the Living Wage Ordinance in Santa Fe, New Mexico, University of Mexico, Bureau of Business and Economic Research, June 30, 2006.
- Reynis, Lee A.. Santa Fe Living Wage Baseline Study, Reporting Baseline Data and Offering a Portrait of Santa Fe Economy Prior to Implementation of the Living Wage Ordinance, University of Santa Fe, Bureau of Business and Economic Research, March 2004.
- Pollin, Robert.*The Living Wage: Building a Fair Economy*, The New Press, 1998.
- Pollin, Robert. Time for a Living Wage, Interview with Robert Pollin, *Challenge*, Vol.44, No.55, Sept/Oct, 2001.
- Pollin, Robert.Living Wages, Poverty, and Basic Needs: Evidence from Santa Monica, California, *PERI, Working Paper Series*, No.33, 2002.
- Pollin, Robert.*Contours of Descent*, Verso, 2003. (日本語訳、佐藤良一訳『失墜するアメリカ経済 ネオリベラル政策とその代替案』日本経済評論社、2007年。)
- Pollin, Robert, and J. Wicks=Lim. Comments on Aaron Yelowitz, “Santa Fe’s Living Wage Ordinance and the Labour Market”, *PERI, Working Paper Series*, No. 108, October 2005.
- Pollin, Robert. Economic Prospects, Making the Federal Minimum Wage a Living Wage, *New Labor Forum*, Spring, 2007.
- Salverda, Wiemar, Maarten van Klaveren, and Marc van der Meer.*Low Wage Work in the Netherlands*, Russell Sage Foundation, New York, 2008.
- Saez, Emmanuel, and Thomas Piketty, Top Incomes and the Great Depression: Recent

Evolutions and Policy Implications, 13th Jacque Polak Annual Research Conference,
November 8-9, 2012.

Sonn, Paul K.. Citywide Minimum Wage Laws, A New Policy Tool for Local Government,
Economic Policy Brief, No.1, May 2006.

Westergaard-Nielsen, Niels(ed.).*Low Wage Work in Denmark*, Russell Sage Foundation,
New York, 2008.

Yelowitz, A.S..Santa Fe's living wage ordinance and the labor market, September 2005.

Living Wage Fact Sheet 1, A Living Wage for Families.